

玉野市消防本部署所再編検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年1月7日

玉野市消防長 松岡 秀樹

### 玉野市消防本部署所再編検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 玉野市消防本部における消防力の最適化の推進に当たり、消防署及び出張所(以下「署所」という。)の再編に関する検討を行うため、玉野市消防本部署所再編検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 署所再編検討に関する事項の審議・助言
- (2) その他署所再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから消防長が委嘱する。

- (1) 消防・救急業務に関する識見を有する者
  - (2) 消防・救急業務と類する活動を行う関係団体の役職員
  - (3) 地域住民の代表
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、消防長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、平成32年3月31日までとする。
- 3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を行うため、消防本部消防総務課に事務局を置く。

( 補則 )

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員の任期が満了した日に、その効力を失う。